

 介護福祉施設入所サービス料金表
 

令和4年10月1日改正

介護保険利用料

平成27年4月より佐倉市が5級地に指定され1単位10.45円となります。(ご利用者の負担は介護保険負担割合証に記載された割合となります。)

[1日あたりの単位]

項 目	単 位	
介護サービス費	要介護 1	573 単位
	要介護 2	641 単位
	要介護 3	712 単位
	要介護 4	780 単位
	要介護 5	847 単位
精神科医療指導加算	5 単位	
看護体制加算 (I) (II)	12 単位	
日常生活継続支援加算	36 単位	
夜勤職員配置加算 (I) □	13 単位	

※介護職員処遇改善加算 (I) 所定の単位数に×8.3%が加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定の単位数に×2.7%が加算されます。

※介護職員等^{パースナ}等支援加算 所定の単位数に×1.6%が加算されます。

[一ヶ月単位の加算]

項 目	単 位
科学的介護推進体制加算 (II)	50 単位

[発生時のみの料金] (対象者のみ)

項 目	単 位	
福祉施設初期加算 (入所、退院後 30 日間)	30 単位	
看取り介護加算 (I)	逝去日 45 日前～31 日前	72 単位
	逝去日以前 4～30 日	144 単位
	逝去日の前日、前々日	680 単位
	逝去日当日	1,280 単位
外泊時費用 (入院日、退院日・外泊初日及び帰苑日を除く6日間) (月をまたぐ場合 12 日間)	246 単位	
口腔衛生管理加算 (II) (1 ヶ月あたり)	110 単位	
療養食加算 (療養食を提供した場合のみ 1 日あたり)	6 単位	
安全対策体制加算 (入所時のみ 1 回)	20 単位	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1 日あたり:入所日より7日間限定)	200 単位	
経口維持加算 (I) (1 日あたり)	400 単位	
再入所栄養連携加算 (1 回あたり)	200 単位	
若年性認知症利用者受入加算 (1 日あたり)	120 単位	

退所前連携加算	500 単位
退所前訪問相談援助加算	460 単位
退所時相談援助加算	400 単位
退所後訪問相談援助加算	460 単位

※償還払いでのご利用者は、1 日当たりの利用料金全額を施設に払い、後日自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

※介護保険適用以外のご利用者は、1 日あたりの利用料金全額負担です。

(実費分として)

居住費（自己負担） (外泊時費用が発生した際にも所定の期間かかります)	855 円
食費（自己負担）	1,550 円
貴重品管理費（1 か月あたり）	1,500 円
理美容サービス費（1 回）	1,000 円
レクリエーション・クラブ活動費	材料代等の実費

※「居住費」、「食費」について、特定入所者の減額認定を受けられている方に関しては、減額された料金になります。